改 正 案

第五条 項」 理業再受託者」と、 Ł, 代理業務」とあるのは 理手続をいう。 情処理手続 続実施基本契約をいう。 基本契約 銀行法第十六条の五第二項各号」と、 委託者」と、 条の三十六第一項」とあるのは る外国銀行代理業務」と、 三を準用する場合を除く。 入長期信用銀行」と、 (行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、 銀 「特定銀行代理業者」とあるのは 行法を準用する場合の読替え 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは 法第十七条において銀行法を準用する場合 「銀行代理行為」とあるのは (長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手 (長期信用銀行法第十六条の八第 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「第二条第十四項各号」とあるのは 「手続実施基本契約」とあるのは 「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定す) 」 と、)においては、 粉争解決手続」 「所属外国銀行」とあるのは 「長期信用銀行法第十六条の五第 「苦情処理手続」 「特定長期信用銀行代理業者」 「加入銀行」とあるのは 「長期信用銀行代理行為」と 「特定長期信用銀行代理行為 とあるのは 同法の規定中 「長期信用銀行代理業再 一項に規定する苦情処 「長期信用銀行代 (同法第十二条の とあるのは 「紛争解決手 「手続実施 「長期信用 「長期信用 「外国銀行 「第五十一 苦 加加

と

(銀行法を準用する場合の読替え)

現

行

第五条 第一 情処理手続をいう。 信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、 定する外国銀行代理業務」と、 銀行代理業務」とあるのは 条の三を準用する場合を除く。)においては、 実施基本契約 信用銀行法第十六条の五第二項各号」 行代理業再受託者」と、 業再委託者」と、 行為」と、 者」と、 る手続実施基本契約をいう。 十二条の三十六第一項」とあるのは と、 「苦情処理手続 「加入長期信用銀行」と、 項」と、 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合 「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理 「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為 (長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定す (長期信用銀 「銀行代理業再受託者」とあるのは と 「第二条第十四項各号」とあるのは 「手続実施基本契約」とあるのは 「長期信用銀行法第六条の三第一) 」 と、 行法第十六条の 紛争解決手続 「所属外国銀行」とあるのは 「長期信用銀行法第十六条の五 と、 「苦情処理手続」とあるの 「加入銀行」とあるのは 「特定長期信用銀行代理 八第 同法の規定中 とあるのは 一項に規定する苦 「長期信用銀 (同法第十二 「紛争解 項に規 「外国 「手続 「長期 「第五 「長期

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。明銀行業務関連苦情(長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連治争(長期信用銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連活力」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連活力」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業続(長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続を

総株主又は総出資 総株主又は総出資	総株主等の議失権	第十二条の二第二項第十三条の三の二第一項
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす特定のは「長期信用銀行業務関連苦情(長期信用銀行業務関連紛争をいう。)」と読みあるのは「長期信用銀行業務関連紛争(長期信用銀行業務関連紛争」と 「銀行業務関連苦情をいう。)」と、「銀行業務関連紛争」と 期信用銀行業務関連苦情をいう。)」と、「銀行業務関連紛争」と 期信用銀行業務関連苦情が、 「銀行業務関連紛争」と 別点に規定する長期信用銀行業務関連活情(長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する紛争解決手決手続(長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手

る。

			<u> </u>	
(新設)	(新設)	第十二条の二第二項	(略)	規定
		第十三条の四	(略)	読み替えられる字句
		十七条の二長期信用銀行法第	(略)	読み替える字句

	第十六条の四第一項	第十四条の二第二号
特別事業再生会社	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十	、第三章及び第四章
同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社 (第七項におい会て「特別事業再生	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号で、第十一号及び第十二号の二から第十二号の二から第十二号の二から第十二号の二から第十二号の二から第十二号まで	権」という。) ・並びに第十九条、 第二項、第二十入 条第二項及び第四 条第二項及び第四
	第十六条の三第一項	第十四条の二第二号
特別事業再生会社	_	

	第十六条の四第七項	第四号第四項の四第四項	第一号第十六条の四第四項	第十六条の四第二項	
特定子会社	第十二号の二第一項	第四条第一項	第十六条の二第七項	株式等	
に規定する特定子特定子会社(同号	第十二号十三条の二第一項長期信用銀行法第	四条第一項長期信用銀行法第	十三条の二第九項長期信用銀行法第	株式又は持分	
	第十六条の三第七項	第四号第一六条の三第四項	第一号第一号の三第四項	第十六条の三第二項	
特定子会社	前条第一項第十二号	第四条第一項	前条第七項	株式等	総株主等の議決権
に規定する特定子特定子会社(同号	第十二号十三条の二第一項長期信用銀行法第	四条第一項長期信用銀行法第	十三条の二第九項長期信用銀行法第	株式又は持分	総株主又は総出資者の議決権(以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の一十四において「総株主等の」という。

第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	— (略)	第十六条の四第九項	第十六条の四第八項	
第五十二条の二第一	同 法	項若しくは第二項	(略)	第二条第十一項	第十二号又は第十二号の二第一項	
長期信用銀行法第	律 り金及び金利等の 出資の受入れ、預	しくは第二項 六条の三第一項若 長期信用銀行法第	— (略) — — —	十三条の二第三項長期信用銀行法第	二号の二 十三条の二第一項 十三条の二第一項	において同じ。)
第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	- (略)	第十六条の三第九項	第十六条の三第八項	
第五十二条の二第一	同法	項第五十二条の二第一	一 (略)	第二条第十一項	前条第一項第十二号の二	
長期信用銀行法第	律 り金及び金利等の 出資の受入れ、預	六条の三第一項長期信用銀行法第	- (略)	十三条の二第三項長期信用銀行法第	二号の二 十三条の二第一項 十三条の二第一項	において同じ。)

		第			
		第五十二条の十六	略)		
この法律の規定	場合。この法律を適用する	外国銀行主要株主	- (略)	同法	項若しくは第二項
長期信用銀行法の規定(同法第十七条において準用する銀行法の規定を	長期信用銀行法を適用する場合(同法第十七条において銀行法を準用する場合(同る場合を含む。)	主要株主外国長期信用銀行	- (略)	貸金業法	六条の三第一項若
				I	
		第五十二条の十六	(略)		
この法律の規定	場合。この法律を適用する	外国銀行主要株主	- (略)	同法	項
長期信用銀行法の規定(同法第十七名銀行法の規定を	長期信用銀行法を適用する場合(同により銀行法を準により銀行法を準により銀行法を準	主要株主外国長期信用銀行	- (略)	貸金業法	六条の三第一項

	第五十二条の二十四	第五十二条の二十一		第二項第二十二条の二十二
特別事業再生会社	第五十二条の二十三第一項第一号から第五十二号の二から第十一号の二から	銀行業	第五十二条の二十三	第一項各号の二十三
同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社 (第七項におい会会)	長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の二から	務長期信用銀行の業	の二第一項同法第十六条の四	各号の四第一項長期信用銀行法第
	第五十二条の二十四	(新設)		第一項
特別事業再生会社	第五十二条の二十三第一項第一号の二及び第十一号の二及び第十二号		の二第一項第五十二条の二十三	第一項各号第二十三条の二十三
同号に規定する内 相に該当しない会 社(第七項におい 社(第七項におい	長期信用銀行法第十二号の二及び第十二号の二及び第十二号の二人が第五号		第一項第十六条の四の二	各号十六条の四第一項長期信用銀行法第

第五十二条の六十第	第一項第一号第五十二条の五十六	(略)		第二項第二十二条の四十四
預金者等	第一項各号第五十二条の三十八	(略)	定期積金等	(略) 第二条第十四項第一 第二条第十四項第一
金の積金者の積金者	各号 十六条の六第一項 長期信用銀行法第	(略)	定期積金	(略) (略) 長期信用銀行法第 日子 日本者等(預金者等) この項において同 この項において同 の保護
(新設)	第一項第一号第二十二条の五十六	(略)		第二項第二十二条の四十四
	第一項各号第二十二条の三十八	略)		(略)
	各号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)		(略) (略) (略) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明

			第五十二条の六十一
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十二条の一条、第五十二条の	当該銀行等	銀行等が前項
第五十二条の四十三から第五十二条の四十五十二条の四十五の二を除く。)及の二を除く。)及び同法第十七条の四十五	第三十八条	等。当該長期信用銀行	長期信用銀行等(長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行法第等をいう。以下同じ。)が同条

			第二項第二十二条の六十一
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十二条の三十六第二項及び第	当該銀行等	銀行等が前項
第五十二条の四十五の二を除く。)及の二を除く。)及の二を除く。)及の二を除く。)及	第三十八条	等当該長期信用銀行	長期信用銀行等(長期信用銀行等(手をいう。以下同等をいう。以下同時を対信用銀行法第

		四号第五十三条第三項第	— (略)	
特例子会社対象会社	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三	(略)	第五十六条(第十一字に係る部分に限る第九章及び第一章
特例子会社対象会	長期信用銀行等	十六条の四第六項長期信用銀行法第	一 (略)	第五十六条(第十一号に係る部分に 限る。)及び第五 十七条の七第二項 の規定並びに同法 第十六条の五第三 三から第二十三条の まで及び第三十二条。 から第三十二条ま
		四号 第五十三条第三項第	- (略)	
	子会社対象銀行等	第六項第五十二条の二十三	- (略)	第五十六条(第十一字に係る部分に限る第五十六条(第十十七条の七第二項第十章
	長期信用銀行等	十六条の四第六項長期信用銀行法第	— (略)	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三十二条のお第三十二条のが第三十二条を

	2		
規定	下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる五十二条の二の十の規定を準用する場合に五十二条の二の十の規定を準用する場合に対象第十七条において外国銀行代理長期信用	- (略)	
読み替えられる字句	下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の五十二条の二の十の規定を準用する場合においては、次の表の上欄法第十七条において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第	- (略)	子会社子会社
読み替える字句	句は、それぞれ同表のいては、次の表の上欄	- (略)	社(同法第十八条 地域に対象会社をいう 別下この号において同じ。)に該 当する持株特定子会社(同法第十六 会社(同法第十六 会社(同法第十六 宗子会社をいう。 以下この号において同じ。)
規定	2 法第十七条の規定におて準用する同法の規定におる。	- (略)	
読み替えられる字句	。 準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす法第五十二条の二の十の規定を準用する場合における同条におい法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀	- (略)	
読み替える字句	次の表のとおりとする問題における同条においる同条におい	(略) ————	

3 業再受託者」とするほか、 表の中欄に掲げる字句は、 十四項各号」とあるのは 定を適用する場合においては、 「銀行代理業」とあるのは 「長期信用銀行」と、 「特定銀行代理業者」とあるのは 法第十七条において準用する銀行法 「特定銀行代理行為」とあるのは 略 という。 「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委 「銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業者」とあるのは 「銀行代理業再受託者」とあるのは 第五十二条の六十一第二 「所属銀行」とあるのは 「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号 次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 略 「長期信用銀行代理業」と、「第二条第 銀行法の規定中 「特定長期信用銀行代理業者」と 「特定長期信用銀行代理行為」 「長期信用銀行代理行為」と、 「長期信用銀行代理業者」と、 (以下この項において 一項の規定により銀行法の規 「長期信用銀行代理 「銀行」とあるのは 「所属長期信用銀行 略 「銀 行

略

略

略

読み替える字句 3 と、 げる字句とする。 用銀行代理業再委託者」と、 銀行代理業者」と、 条の五第二項各号」と、 行代理業者」と、 銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、 規定により同法の規定を適用する場合においては、 長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、 用銀行代理行為」と、 行代理行為」と、 所属長期信用銀行」と、 法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項 「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六 「特定銀行代理業者」とあるのは 「銀行代理業」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信 「銀行代理業再委託者」とあるのは 「銀行代理行為」とあるのは 「銀行代理業者」とあるのは「長期信用 「銀行代理業再受託者」とあるのは 「所属銀行」とあるのは 次の表の上欄に掲 「長期信用銀行代理業 同法の規定中 「特定長期信用 「長期信用銀 「長期信 げる

規定
読み替えられる字句
読み替える字句

規定

略

略

略

読み替える銀

行法の

読

み替えられる字句

ける字句に読み替えるものとする。 同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 に基本契約をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる 整本契約をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる 以の表の上欄に掲げる とあるのは「手続実施基本 おいては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本 おいては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本

略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本)		44 辛
略) (略)	(略)	替える銀行法
略 み 替 え る 字	(略)	み替えられる字
11)	(略)	み

(銀行法施行令の準用)

同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、
おる率、
同条第二項前段に規定する政令で定めるで定めるで定める率、
同条第二項前段に規定する政令で定める特別な関係について、
施行令第四条の規定は
裁定する政令で定める特別な関係について、
施行令第四条の規定は
ある率、
同項ただし書に規定する政令で定める
なる者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを
る者、信用の供与又は出資に相当するものを
の表記、
は、
の表記、

(略)	規定
(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句

(銀行法施行令の準用)

第六条 る者、 含む。)として政令で定めるもの、 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にあ 規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は 下この項において「銀行法」という。)第三条の二第一項第六号に という。)第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法 同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率 める率、 信用の供与又は出資 銀行法施行令 同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由 (昭和五十七年政令第四十号。 (信用の供与又は出資に相当するものを 政令で定める区分及び政令で定 以 下 「施行令」 议

同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定め 第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で 規定する政令で定めるものについて、 項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者につ 令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定す 用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の に規定する政令で定める取引又は行為について、 に規定する政令で定める休日について、 法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項 令第十五条の規定は法第十六条の二第一 る場合について、 定める債権者について、 に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものに で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条 る政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三 一の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 一本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 銀行法第五十二条の三第1 るやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信 .項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定 施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一 施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令 施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に 施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の 施行令第八条の規定は法第十六条第 一項に規定する政令で定める基準につ 施行令第七条の規定は銀行法 項に規定する政令で定める 施行令第十五条の三の規定 施行令第十六条の 項第1 項 施行 施行

いて、 二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定め 規定する政令で定めるものについて、 で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九 項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者につ に規定する政令で定める取引又は行為について、 は銀行法第五十二条の三第 に規定する政令で定める休日について、 法人について、 令第十五条の規定は法第十六条の二第一 る場合について、 定める債権者について、 第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものに る政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第I 令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定

す 用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信 同項後段において準用する同条第一 ついて、 一本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、 施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一 施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令 施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に 施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項 施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の 施行令第八条の規定は法第十六条第 一項に規定する政令で定める基準につ 項ただし書に規定する政令で定 施行令第七条の規定は銀行法 項に規定する政令で定める 施行令第十五条の三の規定 施行令第十六条の 項第一 一項 施行

第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用 用の供与等につい 定める区分及び政令で定める率、 の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令 者及び政令で定める金融業を行う者について、 第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令 る政令で定めるものについて、 令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定す 十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、 めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信 は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるもの、 で定める特殊の関係のある者、 で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める 一の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定め 引又は行為について、 施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五 施行令第十六条の二の二の規定は銀行法 信用の供与又は出資 施行令第十六条の七の規定は銀行法 同項ただし書に規定する政令で定 施行令第十六条の二 (信用の供与又 政令で 施行

定長期信用銀行代理業者」と、 あるのは 「長期信用銀 「銀行主要株主」とあるのは 行 項の場合において、 とあるのは 「長期信用銀行代理業者」 「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社 行代理業」と、 「所属長期信用銀行」と、 施行令中 特定銀行代理業者」とあるのは 「長期信用銀行主要株主」と、 「特定銀行代理行為」とあるのは 「銀行」とあるのは「長期信用 Ł, 「銀行代理業」とあるの 「銀行代理業者」と 所 特 _ と は 銀

2

する。 第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準 用の供与等につい 定める区分及び政令で定める率、 る政令で定めるものについて、 令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定す 十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、 めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信 は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるもの、 で定める特殊の関係のある者、 の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政合 者及び政令で定める金融業を行う者について、 で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める 第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令 二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定め る取引又は行為について、 て、 施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五 施行令第十六条の二の二の規定は銀行法 施行令第十六条の七の規定は銀行法 信用の供与又は出資 同項ただし書に規定する政令で定 施行令第十六条の一 (信用の供与又 政令で

属銀行」 定長期信用銀行代理業者」と、 行」と、 あるのは 「長期信用銀行代理業」と、 前項の場合において、 「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、 とあるのは 「長期信用銀行代理業者」 「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社 「所属長期信用銀行」と、 施行令中「銀行」とあるのは 特定銀行代理業者」とあるのは 「特定銀行代理行為」とあるのは と 「銀行代理業」とあるの 「銀行代理業者」と 「長期信用 لح 所

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲

(略)	— (略)	一 (略)
第十一号イ十三条の二第一項長期信用銀行法第	同項	
の三第一項 用する法第十六条 の三第一項	法第二条第六項	东 第四条第一項第一号
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は長期信用銀行代理業 三十七第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者(銀行法第五十二条の 第十一条

三十七第一項に規定する申請者をいう。) 又は長期信用銀行代理業第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者(銀行法第五十二条の

に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
た長期信用銀行等(同条に規定する長期信用銀行等をいう。)を含た長期信用銀行等(同条に規定する長期信用銀行等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下む。以下の条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下は、海には、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一~四 (略)

項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四五銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五

2~5 (略)

六~十

(略)

に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

「という。)の所在地を管轄する。ただし、第七号及び第八号が、以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下た。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下た長期信用銀行等(同条に規定する長期信用銀行符をいう。)を含者(法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされ

一~四 (略)

第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規の五十二、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条五銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条

六~十 (略)

2~5 (略)

— 17 —